省　令

○財務省令第五十三号

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）別表第二の一の備考二の規定に基づき、国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月十一日

財務大臣　麻生　太郎

国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令

国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二号及び第四号並びに第十八条中「グルジア」を「ジョージア」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○政治資金適正化委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十七年五月十一日　政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
五八四	大木秀明	二七、四、一四	本人からの申請
一七二八	岩城　秀晴	二七、一、二四	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
二八六四	菅原　次朗	二七、四、一四	本人からの申請
三三四九	伊東　稔博	二七、三、三一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
四一二〇	岡村憲一郎	二七、四、一四	本人からの申請

○政治資金適正化委員会告示第二十八号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十七年五月十一日　政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
二〇七九	香本　明彦	二〇八四	二七、四、四

○法務省告示第二百六十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月十一日　法務大臣　上川　陽子

第二号イの表三幸電機株式会社の項及び株式会社佐竹製作所の項を削り、同表に次のように加える。

株式会社マブチ	神奈川県横浜市中区本町二丁目十五番地	溶接
株式会社吉田エス・ケイ・テイ	愛知県名古屋市西区花の木一丁目十二番二十号	塗装
株式会社メタルテックス	滋賀県草津市馬場町字岩川原千二百番地の三十	機械加工

告　示

○政治資金適正化委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十七年五月十一日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
四八五九	二七、四、一〇	高田　哲
四八六〇	二七、四、一〇	尾中　直也
四八六一	二七、四、一〇	田中　幸典

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社ミカミ	宮城県名取市大曲字中小路二十九番地の一	とび
株式会社佐竹製作所	東京都千代田区神田須田町一丁目二十四番地三	機械加工
同和発條株式会社	東京都稲城市矢野口六百三十五番一	機械検査
有限会社大輝工業	長野県長野市大字大豆島千六百七十番地	溶接
三幸電機株式会社	愛知県名古屋市熱田区玉の井町七番二十三号	電子機器組立て

○法務省告示第二百六十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月十一日　法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

有限会社粟野リフォーム	岐阜県岐阜市粟野東五丁目二百七番地	婦人子供服製造

○法務省告示第二百六十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月十一日　法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

株式会社樹	神奈川県厚木市恩名五丁目三十―三百十一号	とび
株式会社間口	大阪府大阪市港区海岸通一丁目五番二十九号	食品倉庫の温度・品質管理
間口マテリアルハンドリング株式会社	大阪府大阪市港区海岸通一丁目五番二十九号	生鮮食品加工

○法務省告示第二百六十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年二月二十日法務省告示第七十二号の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月十一日　法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

株式会社東和金属	埼玉県川口市大字榛松字南山梨子千五百十四番地	鉄工